

活用業務届出書

東経企営第19-104号  
2019年8月30日

総務大臣  
石田 真敏 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

いのうえ

ふくぞう

代表取締役社長 井上 福

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

## 1. 業務の内容

### (1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及び社員を活用し、当社の固定電話（※）から携帯電話への通話に際して、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき、当社が、他事業者の提供する県間電気通信役務も含めてエンドエンドで料金設定を行うにあたり、県間伝送等に係る料金設定を行うものである。

なお、当社の固定電話サービス等の電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続した際の設備構成（概要）は、添付資料1のとおりである。

### (2) 主な業務の実施方法

当社が地域電気通信業務等を営むために保有する固定電話サービス等の電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の県間電気通信役務を含め当社がエンドエンドで料金設定を行い、携帯電話への通話を提供する。

※固定電話：加入電話、ISDN及び公衆電話。以下同じ。

## 2. 業務の開始時期

2019年10月1日（予定）

## 3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

#### 4. 所要資金の額及びその調達方法

##### (1) 所要資金

[REDACTED]

##### (2) 調達方法

内部資金による。

#### 5. 業務を営む理由

固定電話発携帯電話着の通信に係る利用者料金の設定に関して、発側利用者が事業者識別番号「〇〇XY」を「〇九〇等携帯電話事業者を識別する番号—××××—××××」の前に呼ごとに付すことにより中継事業者を選択して通話した場合の呼については、中継事業者による利用者料金を設定することとなっており、当社による利用者料金設定は平成26年9月の届出により実施しているが、当社と一部の携帯電話事業者との間において、「〇〇XY」を付さずに通話する当該事業者が提供する呼について、当社が利用者料金を設定するという協議が整ったことから、本活用業務を届出するものである。

#### 6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

##### (1) 設備

固定電話サービス等の提供の業務を営むために保有する中継系伝送路設備、端末系伝送路設備、中継系交換設備、端末系交換設備。

当社の固定電話サービス等の電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続した際の設備構成（概要）は添付資料1のとおり。

なお、本業務では上記設備を活用することになるが、本業務は既に提供されている通信サービスに係る利用者料金の設定事業者を変更するのみであり、当該設備に与える影響はない。

##### (2) 技術

現在、固定電話サービス等の提供の業務を営むために保有する技術。

##### (3) 職員

現在、固定電話サービス等に関する業務を行う組織に所属する社員。

## 7. 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、以下のとおり、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

### (1) ネットワークのオープン化

本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と、他事業者の電気通信設備の相互接続により、当社の固定電話から携帯電話への発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、当社が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はない。

他事業者設備とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備または端末系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能及び端末系交換機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

### (2) ネットワーク情報の開示

本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と、他事業者の電気通信設備の相互接続により、当社の固定電話から携帯電話への発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、当社が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はない。

他事業者設備とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備または端末系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備については、接続に必要なインターフェース条件（多数事業者間接続用インターフェース）が接続約款の技術的条件集により規定済みであり、変更はない。

したがって、これまでのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものと考える。

### (3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者が本業務と同様の業務を実施する場合、事業者識別番号を現行のダイヤリングである「090等携帯電話事業者を識別する番号—×××—××××」の前に呼ごとに付さない形態となるが、このような料金設定については、当社固定電話サービス等電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続において既に実施されており、当社が保有している情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

なお、本業務と同様の業務の実施にあたり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続要望が提示された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

### (4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（令和元年6月28日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
  - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
  - iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。
- 等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

#### (5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の固定電話サービス等に関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の固定電話サービス等に関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

#### (6) 関連事業者の公平な取扱い

当社の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されていると考える。

#### (7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：

- 経営上の秘密に属する情報に該当するため。

- ・県間伝送路調達の募集案内：

- 公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。

- ・社内文書・規程類等の一部：

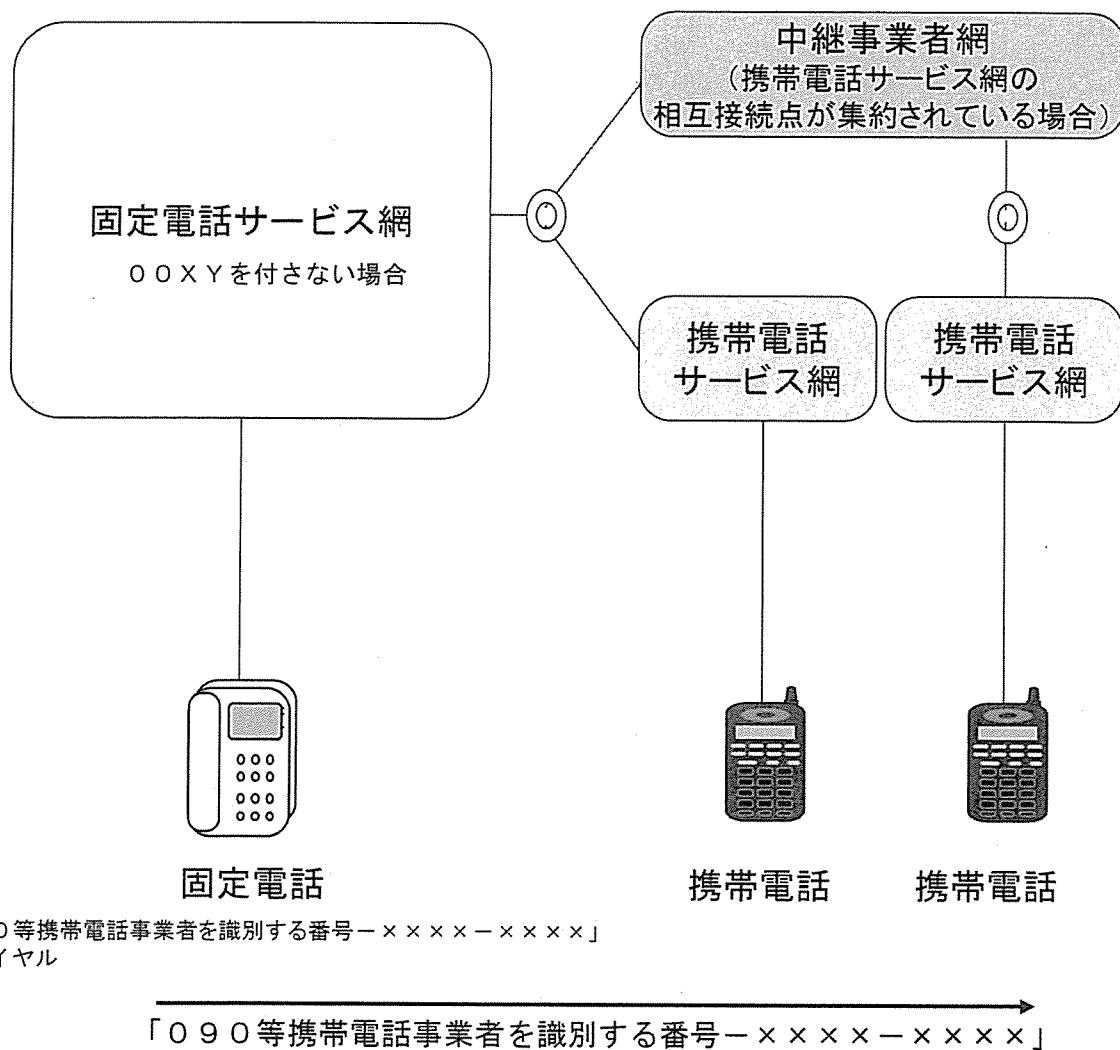
- コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

## 添付資料

1. 当社の固定電話サービス等の電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続した際の設備構成（概要）
2. 収入算定・費用算定の考え方

## 1. 設備構成（概要）



## 2. 収入算定・費用算定の考え方

### 【収入】

- ・活用業務対象部分の収入単金に当社予測トラヒックを乗じて算定

### 【費用】

- ・次の(1)(2)(3)の合計により算定。

(1) 中継事業者及び携帯電話事業者 A C

- ・中継事業者及び携帯電話事業者に支払う A C 単金に当社予測トラヒックを乗じて算定

(2) 営業費用

(3) トランスレータ工事費等

- ・トランスレータ工事費等を、中継事業者及び着側事業者 A C と県内役務提供区間の設備コストの比率により按分して算定

### <収支対象範囲>

